岐阜県建設工事共通仕様書の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている、建設工事共通仕様書、施工管理基準、写真管理基準(案)の改定を行うものである。

【主な改定点】

仕様書全体

- ・ 工事書類簡素化に伴うもの
- ・ 国土交通省、農林水産省等の共通仕様書改定に伴うもの
- ・ 誤字、誤記の修正
- ・ 適用すべき基準図書の追加、訂正、削除

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

・ 工業標準化法改正に伴う IIS 規格名称(日本工業規格から日本産業規格へ)の修正

1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出

・ 発注者への提出は原則不要を明記

1-1-5 施工計画書

- ・ 施工計画書提出時のヒアリングについて、変更施工計画書も明記
- ・ 技術提案について、施工計画書に記載してはならない提案事項の明確化

1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録

- ・ コリンズ登録システムの運用に基づき、登録方法や提示の記載を修正
- ・ 「フレックス工期による契約方式の場合」、「工事完成後の訂正または削除する場合」 を追記

1-1-9 工事の着手

- ・ 工事始期日から工事開始日への修正による工事着手の明確化
- ・ 書類簡素化による着工届の廃止に伴う文言の削除

1-1-11 施工体制台帳

- ・ 台帳提出毎の施工計画書の変更は不要を明記
- ・ 建設業法改正に伴う建設業許可業者に下請負させる場合の建設業許可票の掲示について、適用期限を明記

1-1-15 設計図書の変更

・ 設計変更を行う際、「工事請負契約における設計変更ガイドライン (案)」を適切に運用することを明記

1-1-19 建設副産物

- ・ 「建設副産物情報交換システム」の建設副産物実態調査(センサス)について文言の 削除
- ・「建設発生土情報交換システム」の運用に基づき、登録方法の記載を修正

1-1-20 監督員による確認及び立会等

・ 国土交通省土木工事仕様書に合わせ、表題及び文言を「検査(確認を含む)」から「確認」に修正

1-1-26 施工管理

・ 標示板のうち、工事内容等を記載するものについて、具体例を追記

1-1-29 工事中の安全確保

- ・ 定期安全研修・訓練等における記載順序の適正化
- ・ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえ、南海トラフ地震に関連する情報の名称を修正

1-1-33 環境対策

- ・ 低振動型建設機械の調達が不可能な場合における協議省略できる機種を追加
- ・ 家屋調査の場合に適用する調査標準仕様書の名称を修正

1-1-34 文化財の保護

・根拠法令の条数を削除

1-1-35 交通安全管理

・ 交通誘導警備員の有資格者配置の条件を明記

1-1-40 工事測量

・ 測量結果が設計図書と一致している場合、「提示に代えることができる」から「提出・ 提示は不要」に修正

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

・ アルカリ骨材反応抑制対策の文言を「アルカリ骨材反応抑制対策」から「アルカリシ

第3節 レディーミクストコンクリート

3-3-2 工場の選定

・ 工業標準化法改正に伴う JIS マーク表示認証製品を製造している工場の記載を修正

3-3-4 品質確保の調査

- ・ テストハンマーによる強度推定調査の対象構造物のうち、橋梁上部工に「床版・地覆・ 高欄を含む」を追記。また、再検査を実施する場合に監督員の立ち会い確認を明記
- ・ ひび割れ発生状況の調査対象に「橋梁上部工は地覆・壁高欄も含むものとする」を追記

3-3-5 銘板

- ・ 銘板の表示対象施設のうち、橋梁(上・下部)に「鋼橋の床版含む」を追記
- ・ 銘板の設置場所について、「盗難の心配が少ない」を追記

第4節 現場練りコンクリート

3-4-4 材料の計量及び練混ぜ

・ 「練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない」を追記

第5節 運搬・打設

3-5-4 打設

・ 実態に合わせ、「不要となったスペーサの除去」規定を削除

3-5-7 打継目

- ・ 打継目を設ける位置に「打継目を避ける断面」規定を追記
- ・ やむを得ず打継目を設ける場合の注意事項に関する記載事項を修正。「所要の性能を 満足することを照査した上で実施」の規定を追記
- ・ 新コンクリート打継時に、「湿潤面用エポキシ樹脂を使用する場合には監督員に協議」 の規定を追記
- ・ 簡易構造物の嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合、「エポキシ系樹脂接着剤使用」 から「監督員と協議」に修正

3-5-9 養生

・ 湿潤養生期間の表に記載のないコンクリート種別を使用する場合、「監督員と協議」 の規定を追記

第6節 鉄筋工

3-6-4 組立て

・ 配筋時に配置する段取り鉄筋やアングル等の仮設物をやむを得ず構造物本体に存置

する場合、「設計の前提が成立することを事前に確認」の規定を追記

3-6-5 継手

・ 継手が同一断面となる場合、「継手としての性能が発揮されるとともに、性能をみたしていることを確認」の規定を追記

3-6-6 ガス圧接

・ 圧接面の清掃方法を詳細に記載

第9節 寒中コンクリート

3-9-3 養生

・ コンクリート標準示方書(施工編)の記載にあわせ、寒中コンクリートの温度制御養 生期間の表中における文言を修正

第 10 節 マスコンクリート

3-10-2 施工

・ コンクリート標準示方書(施工編)の記載にあわせ、型枠による対策に「実際の施工 条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した」を追記

第12節 水中不分離性コンクリート

3-12-4 運搬打設

・ やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50cm を超える状態での打込みを行う場合、「所要の品質を満足することを確認するとともに、監督員と協議」の規定を追記

第2編 材料編

第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質

・ 国土交通省土木工事仕様書に合わせ、表題を「工事材料の品質及び検査(確認を含む)」 から「工事材料の品質」に修正

第2章 土木工事材料

第5節 鋼材

2-5-7 溶接材料

・ JIS の名称変更に伴う JIS 規格名の修正

第6節 セメント及び混和材料

2-6-1 一般事項

・ 材料の保管期間が長期にわたる場合、「長期間貯蔵したセメントは使用してはならない」の規定を追記

2-6-2 セメント

・ JIS 規定に合わせ、普通ポルトランドセメントの品質のうち、水和熱の規格を修正

第7節 セメントコンクリート製品

2-7-1 一般事項

・ アルカリ骨材反応抑制対策の文言を「アルカリ骨材反応抑制対策」から「アルカリシ リカ反応抑制対策」に修正

第 11 節 塗料

2-11-1 一般事項

・ 鋼橋塗装の塗料を「設計図書の規定による」から「JIS 規格もしくは「鋼道路橋防食 便覧」による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合」に修正。また、設計図書に定めがない 場合の規定を削除

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第3節 共通的工種

1-3-2 材料

・ 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合、必要に応じて支柱地際部の防錆・防 食強化を図る場所の規定を追記

1-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)

・ コンクリート養生終了後の急激な温度降下させない規定を追記

1-3-13 ポストテンション桁製作工

・ コンクリート打込み後の表面に収縮ひび割れが発生しないよう適切に仕上げる規定 を追記

1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

・ プレキャストブロックの接合に用いる接着剤にエポキシ樹脂系を使用する場合、雨天 時は作業中止規定を追記。また、必要に応じて試験を行い性能を確認する規定を追記

1-3-23 現場継手工

・ 締付けボルト軸力に S14T の規定を追記

第4節 基礎工

1-4-5 場所打杭工

- ・ 2 本目以降の杭施工の規定を追記
- ・ 鉄筋かご組立てにおける形状保持のための溶接禁止箇所の限定を追記

1-4-6 深礎工

・ 鉄筋組立てにおける形状保持のための溶接禁止箇所の限定を追記

第6節 一般舗装工

1-6-3 アスファルト舗装の材料

・ 粒状路盤材における規格品搬入可能量の報告規定を削除

第7節 地盤改良工

1-7-9 固結工

・ 中層混合処理の規定を追記

第 12 節 工場製作工

1-12-2 材料

・ 溶接材料の鋼材規格を追記

1-12-3 桁製作工

- ・ 溶接施工試験を行う鋼材規格を追記
- ・「予熱温度の標準」に鋼材規格を追記。また、「PCM 値と予熱の標準」を追記

第4編 河川編

第4章 水門

第3節 工場製作工

4-3-6 鋼製排水管製作工

・ 個別規定を削除し、第3編 土木工事共通編 1-12-10 鋼製排水管製作工の規定によることに修正

第5編 砂防編

第3章 斜面対策

第5節 擁壁工

3-5-8 落石防護工

・ 「ケーブル金網式」を「ワイヤロープ及び金網」に修正

第7編 道路編

第1章 道路改良

第 11 節 落石雪害防止工

1-11-5 落石防護工

・ 「ケーブル金網式」を「ワイヤロープ及び金網」に修正

第2章 舗装

第4節 舗装工

2-4-2 材料

· 「付着性改善改質アスファルト」を「ポリマー改質アスファルトⅢ型-W」に修正

第3章 橋梁下部

第6節 橋台工

3-6-8 橋台躯体工

・ 鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、「防錆のため鉄筋にモルタルペーストを 塗布」を「防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護」に修正

第4章 鋼橋上部

第8節 橋梁付属物工

4-8-6 橋梁用防護柵工

・ 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合、必要に応じて支柱地際部の防錆・防 食強化を図る場所の規定を追記

第6章 トンネル(NATM)

第3節 トンネル掘削工

6-3-2 掘削工

・ 切羽監視責任者の配置規定を追記

第8節 坑門工

6-8-6 銘板工

・ 標示板設置図はイメージ図であることを追記

第 14 章 道路維持

第1節 適用

- ・ 道路維持作業における作業員が夜間・休日の作業に連続して従事することがないよう 体制を確保する規定を追記
- ・ 作業計画書作成、変更等の規定を削除

第9編 公園緑地編

第1章 基盤整備

・ 国土交通省公園緑地工事共通仕様書に合わせ、表題を「公園緑地」から「基盤整備」に修正

第12編 土地改良編

第6章 頭首工

第8節 管理橋上部工

6-8-2 プレテンション桁購入工

・ 工業標準化法改正に伴う JIS マーク表示認証工場の記載を修正